

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第11回（H26.11.4）	資料2

# 障害児支援に係る報酬について

## <基礎データ等>



# 児童発達支援

# 児童発達支援

## ○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童発達支援センター
  - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
  - ・児童指導員 1人以上
  - ・保育士 1人以上
  - ・児童発達支援管理責任者 1人以上
- 児童発達支援センター以外
  - ・指導員又は保育士 10:2以上
  - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成26年4月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）

- ・難聴児・重症心身障害児以外 734～972単位
- ・難聴児 896～1,215単位
- ・重症心身障害児 795～1,147単位

#### ■ 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）

- ・重症心身障害児以外 366～622単位
- ・重症心身障害児 694～1,599単位

### ■ 主な加算

#### 児童発達支援管理責任者専任加算（22～410単位）

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

#### 延長支援加算（61～123単位）

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 福祉専門職員配置等加算（6又は10単位）

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

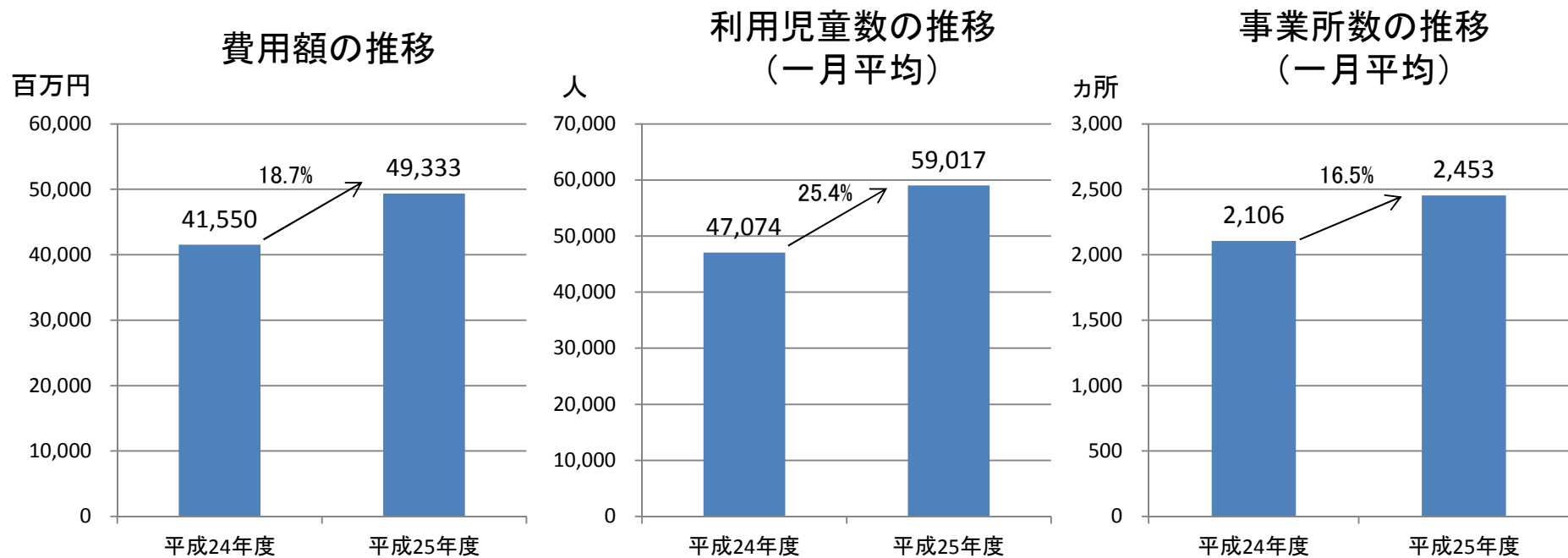
○ 事業所数 2,608(国保連平成26年4月実績)

○ 利用者数 53,790(国保連平成26年4月実績)

# 児童発達支援の現状

## 【児童発達支援の現状】

- 児童発達支援の費用額(平成25年度)は493億円で、障害児支援全体の37.7%を占める。
- 利用児童数、事業所数すべてにおいて15%を超える大幅な伸びとなっている。



※出典:国保連データ

## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	22～410単位/日	96.40	435,224
人工内耳装用児支援加算	445～603単位/日	77.78	4,439
指導員加配加算	77～193単位/日	63.61	241,440
家庭連携加算	187～280単位/回	4.33	1,631
訪問支援特別加算	187～280単位/回	0.27	58
食事提供加算	42～58単位/日	82.81	64,627
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	41.53	5,709
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	46.09	18,520
栄養士配置加算	9～37単位/日	56.47	38,852
欠席時対応加算	94単位/回	56.37	21,086
特別支援加算	25単位/日	15.34	12,840
医療連携体制加算	100～500単位/日	2.950	4,072
送迎加算	54単位/回	51.58	52,763
延長支援加算	61～123単位/日	3.49	1,652
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×31/1000	57.25	69,661
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	0.61	634
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	0.31	69
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×10/1000	1.27	717
基本部分			2,918,268
合計			3,892,262

# 医療型児童発達支援

# 医療型児童発達支援

## ○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児。

## ○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価（平成26年4月～）

### ■ 基本報酬

#### ■ 医療型児童発達支援センター

- ・肢体不自由児 332単位
- ・重症心身障害児 443単位

#### ■ 指定医療機関

- ・肢体不自由児 332単位
- ・重症心身障害児 443単位

### ■ 主な加算

#### 児童発達支援管理責任者専任加算(51単位)

→ 医療型児童発達支援センターにおいて児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

#### 延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ **事業所数** 100(国保連平成26年4月実績)

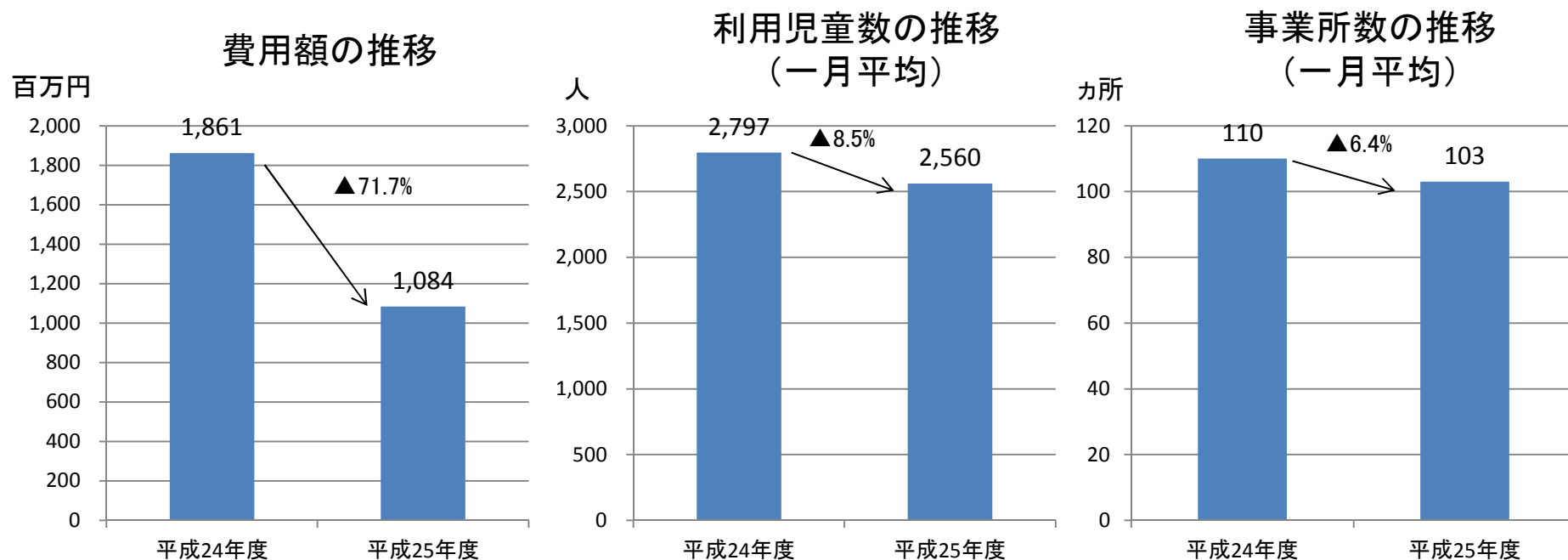
○ **利用者数** 2,234(国保連平成26年4月実績)



# 医療型児童発達支援の現状

## 【医療型児童発達支援の現状】

- 費用額、利用児童数、事業所数いずれも減少している。



※出典:国保連データ

## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	51単位/日	101.00	7,133
家庭連携加算	187～280単位/回	5.00	18
訪問支援特別加算	187～280単位/回	0	0
食事提供加算	42～58単位/日	96.00	5,597
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	64.00	360
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	92.00	1,141
欠席時対応加算	94単位/回	58.00	926
特別支援加算	25単位/日	11.00	159
延長支援加算	61～123単位/日	0	0
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×59/1000	15.00	1,019
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	0.00	0
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	1.00	67
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×20/1000	0	0
基本部分			61,014
合計			77,434

※出典：平成26年4月国保連データ

# 放課後等デイサービス

# 放課後等デイサービス

## ○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

## ○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

## ○主な人員配置

- 指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○報酬単価(平成26年4月～)

### ■基本報酬

#### ■授業終了後(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 281～482単位
- ・重症心身障害児 573～1,320単位

#### ■休業日(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 366～622単位
- ・重症心身障害児 695～1,600単位

### ■主な加算

#### 児童発達支援管理責任者専任加算(68～410単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

#### 延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

#### 福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は継続3年以上の常勤職員が30%以上。

○事業所数 4,595 (国保連平成26年4月実績)

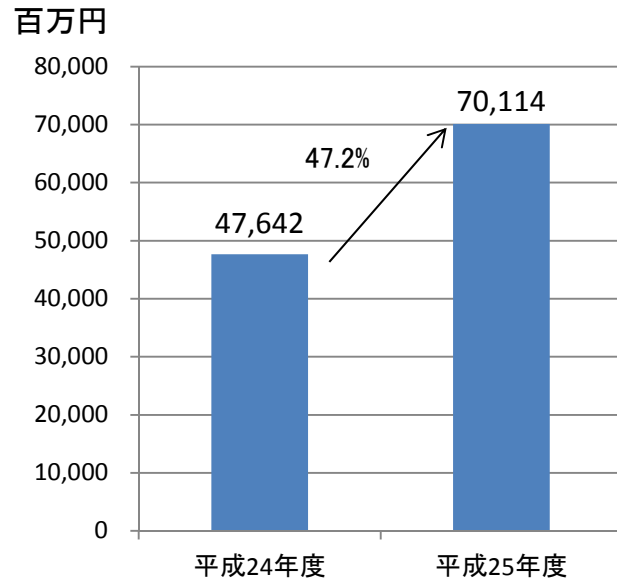
○利用者数 79,680(国保連平成26年4月実績)

# 放課後等デイサービスの現状

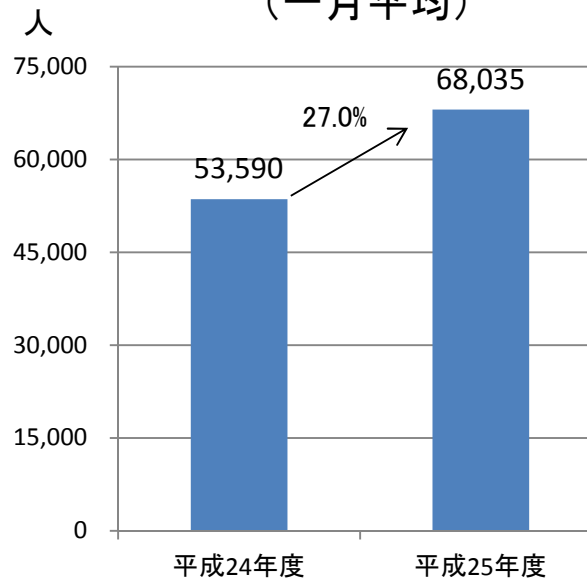
## 【放課後等デイサービスの現状】

- 放課後等デイサービスの費用額(平成25年度)は701億円で、障害児支援全体の53.6%を占める。
- 費用額、利用児童数、事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年4月以降、右肩上がりで増加を続けている。

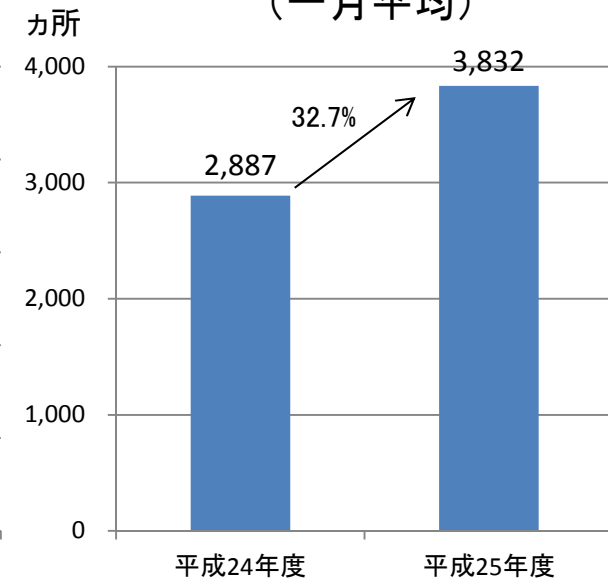
### 費用額の推移



### 利用児童数の推移 (一月平均)



### 事業所数の推移 (一月平均)



※出典:国保連データ

## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	68～410単位/日	94.21	1,009,127
指導員加配加算	77～193単位/日	65.42	753,302
家庭連携加算	187～280単位/回	1.83	796
訪問支援特別加算	187～280単位/回	0.07	13
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	64.18	22,327
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	33.04	21,157
欠席時対応加算	94単位/回	62.31	26,662
特別支援加算	25単位/日	15.34	12,840
医療連携体制加算	100～500単位/日	2.76	8,780
送迎加算	54単位/回	83.11	576,731
延長支援加算	61～123単位/日	14.67	20,659
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×33/1000	63.74	169,339
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	0.96	1,922
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	0.46	711
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×11/1000	1.07	937
基本部分			4,883,336
合計			7,508,639

※出典：平成26年4月国保連データ

# 保育所等訪問支援

# 保育所等訪問支援

## ○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

## ○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

## ○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

## ○報酬単価（平成26年4月～）

### ■ 基本報酬

912単位

### ■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(68単位)  
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

利用者負担上限額管理加算(150単位)  
→ 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算。

○事業所数 207(国保連平成26年4月実績)

○利用者数 985(国保連平成26年4月実績)

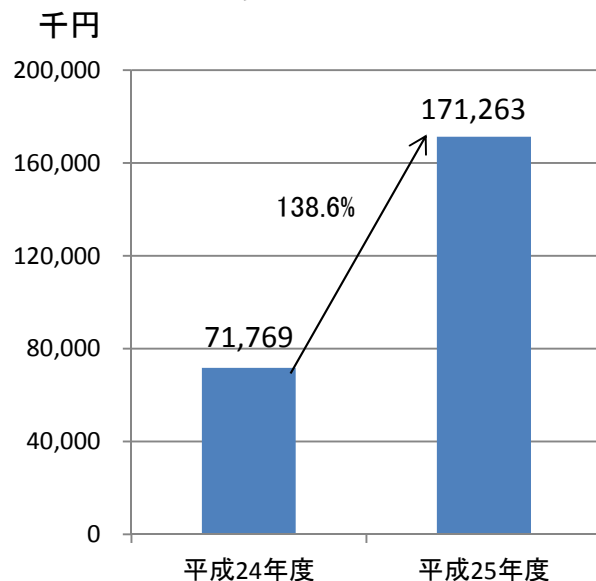


# 保育所等訪問支援の現状

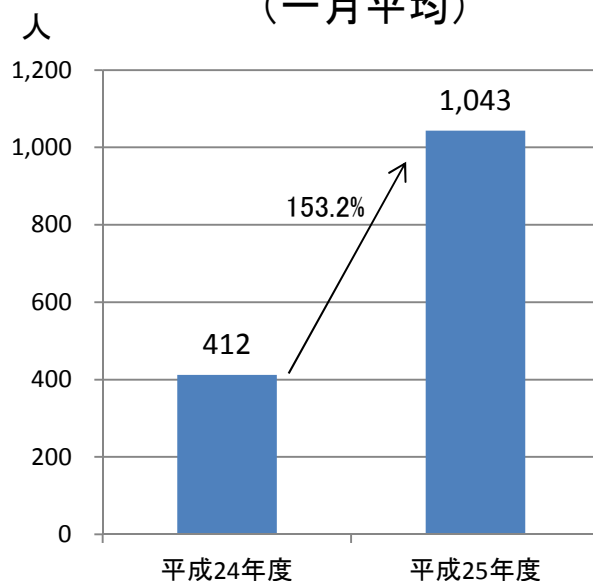
## 【保育所等訪問支援の現状】

- 平成24年度の新制度開始時に、完全な新規事業として創設されていることから、伸び率としては2倍以上と大きな伸びを示している。
- 事業の周知に伴い着実に伸びてきているものの、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると規模が圧倒的に小さい。

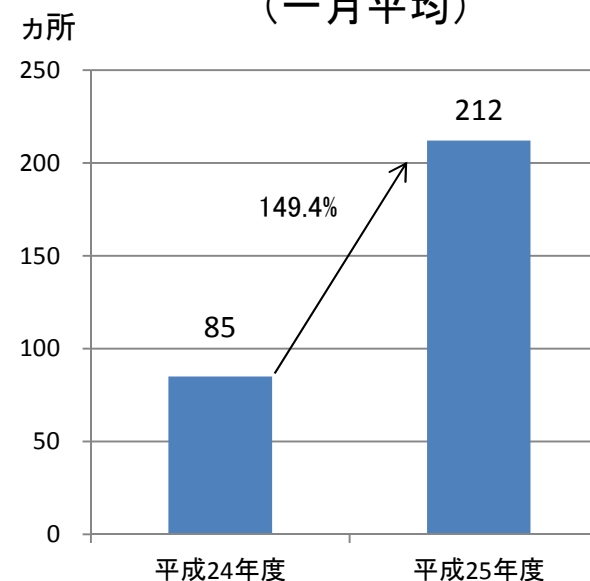
### 費用額の推移



### 利用児童数の推移 (一月平均)



### 事業所数の推移 (一月平均)



※出典:国保連データ

## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	68単位/日	80.68	759
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	2.42	10
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×32/1000	47.83	180
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	0.97	5
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	0.48	0.3
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×11/1000	3.86	3
基本部分			11,927
合計			12,884

※出典：平成26年4月国保連データ

# 福祉型障害児入所施設

# 福祉型障害児入所施設

## ○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

## ○ 主な人員配置

### ■ 児童指導員及び保育士

- ・主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
- ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設  
乳児又は幼児 4:1以上  
少年 5:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

### ■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価

### ■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 441～737単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 568～732単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 417～1,436単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 416～1,426単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 678～712単位

### ■ 主な加算

**児童発達支援管理責任者専任加算(7～148単位)**  
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

**小規模グループケア加算(240単位)**  
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

**福祉専門職員配置等加算(4又は7単位)**  
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ **事業所数** 185(国保連平成26年4月実績)

○ **利用者数** 1,722(国保連平成26年4月実績)

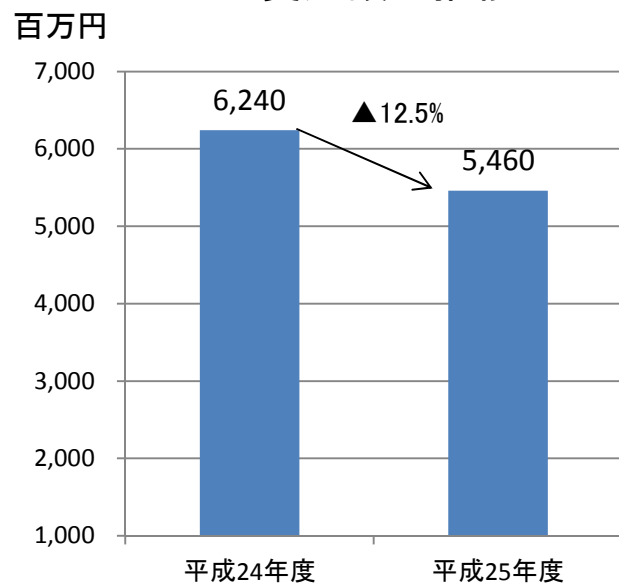
18

# 福祉型障害児入所施設の現状

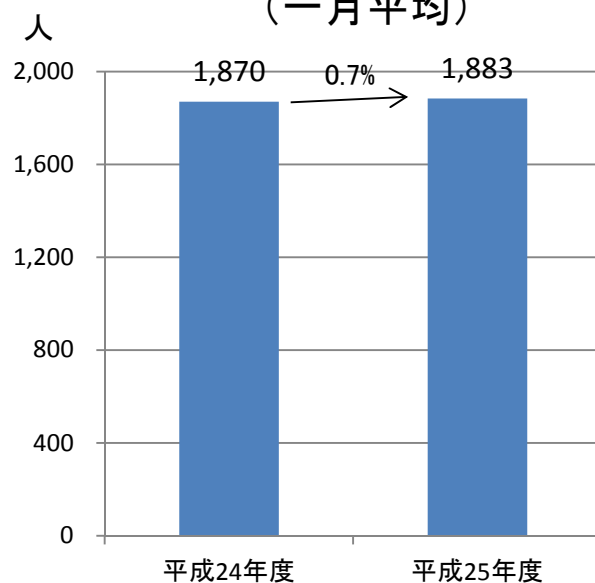
## 【福祉型障害児入所施設の現状】

- 施設数は微増する中、利用児童数はほぼ横ばいで推移している。

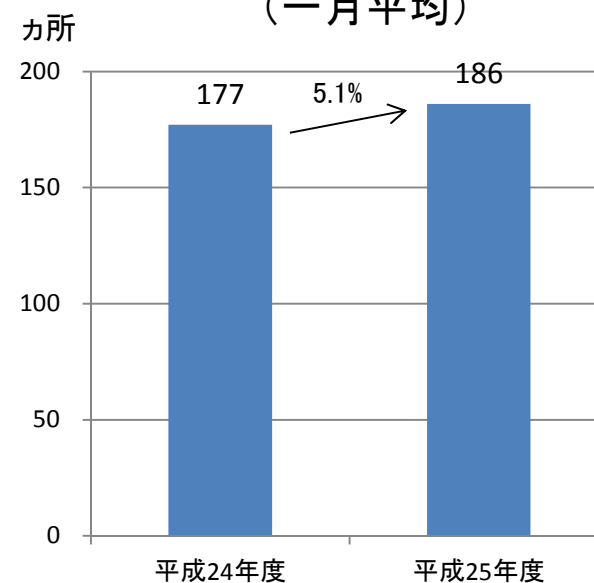
### 費用額の推移



### 利用児童数の推移 (一月平均)



### 事業所数の推移 (一月平均)



## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	7～148単位/日	85.95	16,204
職業指導員加算	8～296単位/日	36.76	7,402
重度障害児支援加算	143～198単位/日	132.43	48,579
重度重複障害児加算	111単位/日	10.81	1,073
強度行動障害児特別支援加算	781単位/日	2.89	1,382
幼児加算	78単位/日	14.29	50
心理担当職員配置加算	5～102単位/日	23.78	2,865
看護師配置加算	6～141単位/日	52.78	9,429
入院・外泊時特別加算	150～320単位/日	103.78	11,645
自活訓練加算	337～448単位/日	1.73	765
入院時特別支援加算	561～1,122単位/月	0	0
福祉専門職員配置等加算	4～7単位/日	94.05	2,393
地域移行加算	500単位(退所前、退所後各1回)	1.08	10
栄養士配置加算	3～27単位/日	80.54	8,495
栄養マネジメント加算	10単位/日	21.62	1,172
小規模グループケア加算	240単位/日	9.19	6,438
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×25/1000	72.97	7,644
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	2.16	57
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	0	0
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×8/1000	1.08	55
基本部分			313,205
合計			438,865

# 医療型障害児入所施設

# 医療型障害児入所施設

## ○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児にたいして、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

## ○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
  - ・主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
  - ・主として肢体不自由児を入所させる施設
    - 乳児又は幼児 10:1以上
    - 少年 20:1以上
  - ・児童指導員 1人以上
  - ・保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

## ○ 報酬単価

### ■ 基本報酬

- 主として自閉症児を入所させる施設 321単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設 147単位
- 主として重症心身児を入所させる施設 875単位

### ■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(24単位)  
→ 医療型障害児入所施設において児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算(240単位)  
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(4又は7単位)  
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数 181(国保連平成26年4月実績)

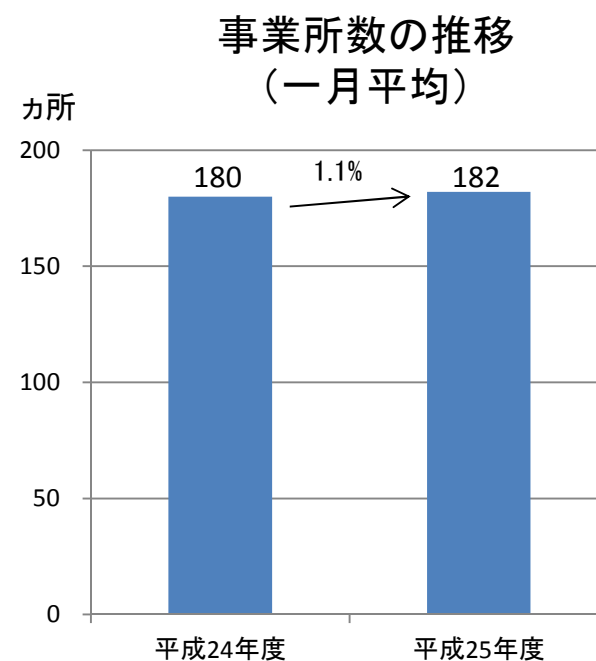
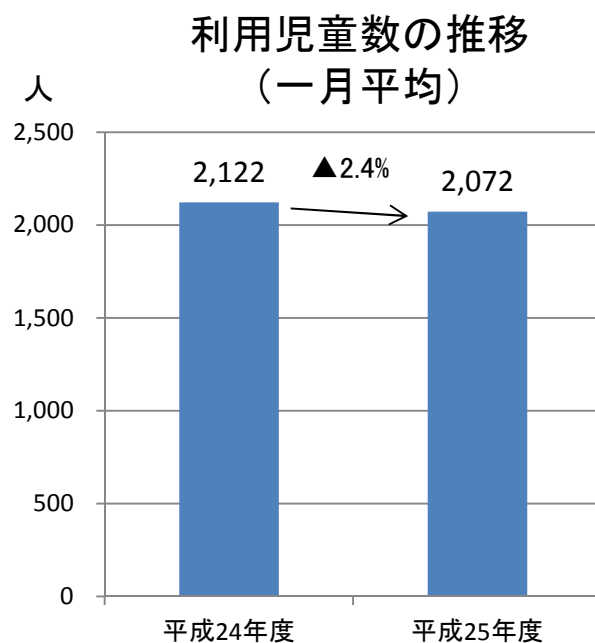
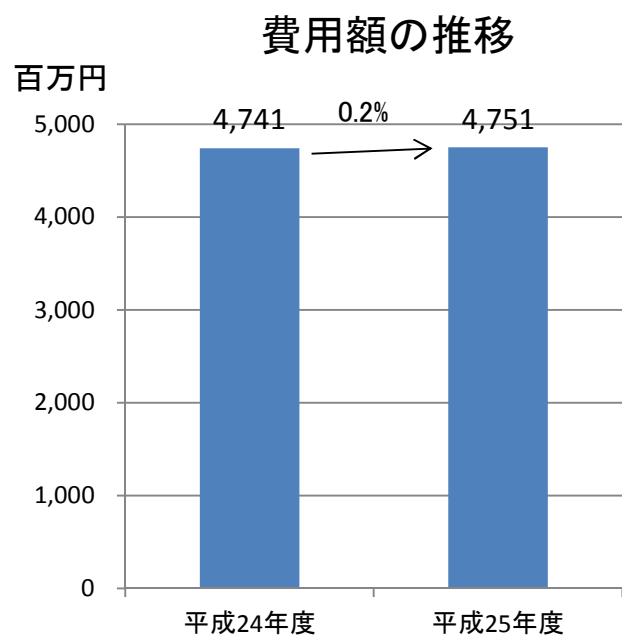
○ 利用者数 1,945(国保連平成26年4月実績)



# 医療型障害児入所施設の現状

## 【医療型障害児入所施設の現状】

- 事業所数がほぼ横ばいであるため、費用額、利用児童数についても、大きな変動はなく推移している。



※出典:国保連データ

## 各加算の算定状況

加算名称	単位数	取得率(%)	費用額(千円)
児童発達支援管理責任者専任加算	24単位/日	62.43	7,770
重度障害児支援加算	165～198単位/日	85.96	17,606
重度重複障害児加算	111単位/日	45.61	3,452
乳幼児加算	70単位/日	39.18	1,639
自活訓練加算	337～448単位/日	0	0
福祉専門職員配置等加算	4～7単位/日	95.03	2,776
地域移行加算	500単位(退所前、退所後各1回)	0	0
小規模グループケア加算	240単位/日	3.31	1,548
福祉・介護職員処遇改善加算			
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(Ⅰ) 1月につき +所定単位×14/1000	35.91	1,755
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(Ⅱ) 1月につき +(Ⅰ)の90/100	0	0
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(Ⅲ) 1月につき +(Ⅰ)の80/100	2.21	317
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき +所定単位×5/1000	2.76	90
基本部分			346,455
合計			383,408

※出典：平成26年4月国保連データ